

制度概要

1 募集対象者

次のいずれにも該当する方

- ①日本学生支援機構奨学金ほか、徳島県が認める奨学金の貸与を「受けている方」または「受けていた方」(既卒者にあつては返還残額があり、かつ滞納がない方)
- ②徳島県内の事業所に**正規職員(公務員を除く。)**として就業を希望する方
- ③大学等(大学、短大、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程)を、「令和6年度(3月に限る。)」または「令和7年度(3月以外も含む。)」に「修業年限以内」で卒業し、翌年度の9月末までに就業を開始する方(既卒者にあつては、大学等を「修業年限以内」で卒業した方で、**令和6年12月21日**から令和8年9月末までに就業を開始する方)
- ④徳島県内に住所を有する予定の方
(既卒者にあつては、**令和6年8月1日時点で県外に在住し、徳島県に移住することを希望する30歳(令和7年4月1日時点)までの方**)

2 助成金額

【大学(短大除く。)、大学院、高専】

- ①無利子奨学金借受総額の1/2【上限100万円】
- ②有利子奨学金借受総額の1/3【上限70万円】

【短大】

無利子奨学金借受総額の1/2【上限50万円】

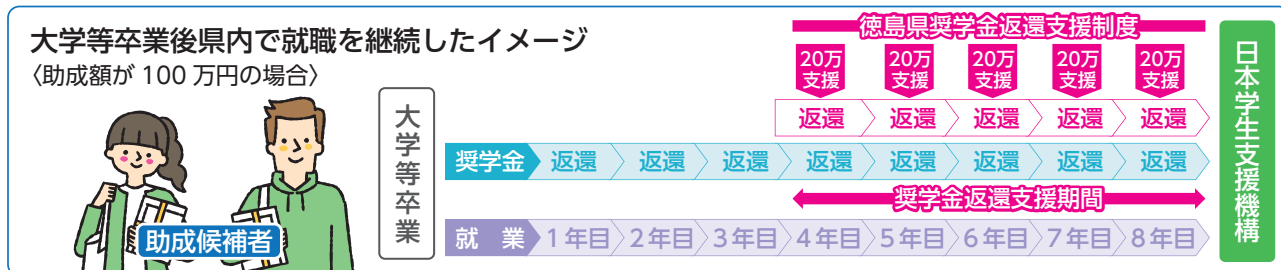
【専修学校専門課程】

無利子奨学金借受総額の1/2【上限80万円】

※既卒者にあつては、上記金額と奨学金返還残額(R7.3.31時点)のいずれか少ない額

3 助成方法

助成候補者に認定された方が、大学等を卒業後、県内事業所で3年以上就業した場合に支援を開始し、就業4年目から8年目までの5年間、毎年度、助成金額の1/5を奨学金の返還に充てる費用として助成します。



4 応募方法

「電子申請システム」の入力フォームに必要事項を入力し、②・③をデータ添付の上申請(④は別途郵送)または①～⑤をまとめて「お問合せ・応募先」宛て簡易書留で郵送してください。

- ①「とくしま回帰」加速・産業人材支援事業助成候補者認定申請書
- ②奨学金貸与証明書またはこれに準ずるもの(既卒者にあつては奨学金返還証明書)
- ③学業成績証明書(取得単位数がわかり、直近の状況が記載されたもの)
- ④住民票の写し(既卒者のみ)
- ⑤申請書類チェックリスト

※募集要項、各種様式等の資料は徳島県ホームページに掲載しています。

郵送を希望する方は「お問合せ・応募先」までメール又は電話でご連絡ください。

電子申請システム

https://apply.e-tumo.jp/pref-tokushima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11927



支援企業からの寄附がこの事業に使われています。